

環境への負荷が少ない循環と共生を基調とする 経済社会システムの実現

1.地球規模の環境の保全

(1)地球温暖化対策

<目標>

- ア 2008年から2012年の平均で温室効果ガスの6%削減(京都議定書の削減約束)を達成する。
- イ 2013年以降の第2約束期間に当たる頃には、温室効果ガスの排出削減が組み込まれた社会を構築する。
- ウ 究極的には、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させる。

<評価>

温室効果ガスの排出量は、1999年度で1990年(基準年)比約6.9%の増加(特に、民生分野、運輸分野で大きく増加)。現行対策のままでは、2010年には基準年比7%増と見込まれている。

これに対し、国際的には、第7回気候変動枠組条約締約国会議(COP7:平成13年開催)において京都議定書の運用細則を定める文書が決定され、我が国においても、京都議定書の6%削減約束を達成するため、新たに地球温暖化対策推進大綱をまとめ(平成14年3月地球温暖化対策推進本部決定)、京都議定書締結が国会で承認され、及びその国内担保法である地球温暖化対策推進法が改正された。

地球温暖化防止活動推進センターや「環の国暮らし会議」開催により、地球温暖化防止のためのライフスタイル変革に向けた実践行動の呼びかけ、地球温暖化防止対策の先進事例の情報収集(「環の暮らし」ホームページでの公表準備)などを行った。しかし、都道府県地球温暖化防止活動推進センターは全国に13しか設置されておらず、拠点・人材・ネットワークのいずれも不十分である。

温室効果ガスの国内削減対策として、生ごみ等のバイオマスを高効率で発酵させて得られるメタンで発電を行う実証施設の運用等を開始した。

また、冷媒分野におけるHFC等の回収・破壊について、廃家電からの回収が義務付けられ(家電リサイクル法)、業務用空調冷凍機器及びカーエアコン(フロン回収破壊法)からの回収も義務付けられることとなった。

京都メカニズムについては、途上国におけるクリーン開発メカニズム(CDM)及び先進国との共同実施(JI)へのバイオマス発電等の活用の可能性について検討した。

京都議定書への参加を得るために必要な、途上国の温室効果ガス排出量等の目録(インベントリ)作成能力の向上に資する検討や人材育成のためのセミナーを開催した。

< 課題 >

- ・新たな地球温暖化対策推進大綱で採用したステップ・バイ・ステップのアプローチの下での第1ステップ(14～16年度)において、京都議定書の6%削減約束の達成を確実にするための対策の実行。地球温暖化対策推進法及び地球温暖化対策推進大綱に盛り込まれた対策の効果的な実施。
- ・国民への啓発機会の拡充、都道府県地球温暖化防止活動推進センター並びに地球温暖化対策地域協議会の設置及び活動の支援による地域の取組の推進。
- ・温室効果ガス排出量・吸収量の迅速な把握と管理体制の充実。
- ・地球温暖化対策技術の重要分野における技術開発支援の強化。(バイオマス高度利用技術の実証試験と実証後の技術普及も含む。)
- ・排出量取引の試行、CDMの試行への着手。
- ・国際的取組として、米国や開発途上国を含むすべての国が参加する共通のルールが構築されるよう最大限努力。

(2)オゾン層保護対策

< 目標 >

オゾン層の状況等の監視を行うとともにオゾン層破壊物質の大気中への放出を抑し、オゾン層の保護・回復を図る。

< 評価 >

我が国上空を含む中高緯度地域のオゾンは減少し、南極上空のオゾンホールも増大傾向にある。これは、すでに大気中に放出されたCFC等がいまだに大気中に残存していることが原因である。

オゾン層保護法に基づく対策等によりオゾン層破壊物質からの代替が進展している。

洗浄分野、エアゾール分野においてはCFCからの代替がほぼ完了した。

冷媒分野においては、漏洩防止対策の進展に加え、冷媒フロン類の回収・破壊について、廃家電(家電リサイクル法)、業務用空調冷凍機器及びカーエアコン(フロン回収破壊法)からの回収が義務付けられた。

断熱材等に含まれるフロン等の回収・破壊については検討段階である。

国際的に、モントリオール議定書の規制スケジュールに沿った、途上国におけるCFC等の全廃が重要となっている。

< 課題 >

- ・オゾン層の経年変化や対策効果を把握するため継続実施が必要。
- ・各種用途における脱フロン対策の一層の推進。

- ・家電リサイクル法、フロン回収破壊法の着実な施行。
 - ・断熱材中のフロンの効果的な回収・破壊システムの構築。
 - ・途上国におけるフロン対策の推進。
-

(3)酸性雨対策

< 目標 >

東アジア地域を中心に、国際的な連携の下でのモニタリング、調査研究等の国際協力を進め、酸性雨による環境影響を防止する。

< 評価 >

東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（E A N E T）の事務局機能を国連環境計画（U N E P）アジア太平洋地域資源センター（バンコク）に移転・開所する等実施体制に関する基盤強化を進めた。

効率的な酸性雨モニタリングが行えるよう49ヶ所の国設局を含む全国のモニタリング体制の見直しを行い「酸性雨長期モニタリング計画」を作成した。

途上国への技術ミッションの派遣（7カ国）、研修生の受け入れ（4カ国：5人）等による参加国への支援を行った。

< 課題 >

- ・E A N E Tの財政面等に関する基盤の強化。
 - ・「酸性雨長期モニタリング計画」を円滑に実施するための体制整備。
 - ・E A N E T参加国のモニタリング能力等向上のための国際協力の強化。
 - ・黄砂等の越境大気汚染問題への対応。
-

(4)海洋環境の保全

< 目標 >

国際的な連携の下で油や有害液体物質、廃棄物等による海洋汚染防止対策を推進するとともに、油等の流出事故に対する緊急時体制の整備を図り、海洋環境を保全する。

< 評価 >

ロンドン条約96年議定書の批准に向けた準備を計画的に進めている。

北西太平洋地域海行動計画（N O W P A P）の下でのリモートセンシングによるモニタ

リングを進めるため、衛生信号の受信・画像化を行う施設を富山県に設置し、モニタリングを開始した。しかし、NOWPAPの実施は全般的にその進捗が遅れている。

油等の流出事故に対する緊急時体制の整備に役立てるため、脆弱沿岸海域図を更新し、公表した。

< 課題 >

- ・ ロンドン条約96年議定書の批准のための検討を進める。
- ・ 環日本海環境協力センターへの支援の強化等によりNOWPAPの実施を推進。
- ・ 船舶の船底塗料に含まれる有機すず等を規制するための条約（平成13年10月採択）の批准に向けた国内制度の整備等。

2大気環境の保全（地球規模の大気環境の保全を除く）

(1)大気汚染対策

(1-1)固定発生源対策

< 目標 >

環境基準の達成・確保等により、大気汚染に関し、人の健康を保護するとともに生活環境を保全する。

< 評価 >

排出源となる施設数が年々増加しているにもかかわらず、一般測定局の大気汚染の状況は横這い傾向にあり、固定発生源からの大気汚染物質の排出規制は硫黄酸化物、窒素酸化物については着実に効果をあげていると考えられる。しかし、浮遊粒子状物質については大都市地域を中心に環境基準の達成状況は低く、その原因としては、窒素酸化物、炭化水素等のガス状物質が大気中で変化して生成される二次生成粒子の寄与が大きいと考えられている。このため、固定発生源に起因する浮遊粒子状物質の原因物質について総合的な対策の検討が課題となっている。

また、有害大気汚染物質のうち指定物質であるトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの環境基準は達成されており、有害大気汚染物質の排出抑制対策は有効に機能していると考えられる。しかし、ベンゼンについては環境基準を超過している高濃度地域があり、平成13年度から地域単位での対策を導入しているが、引き続き対策の強化が必要となっている。

< 課題 >

- ・ 二次生成粒子を中心とした浮遊粒子状物質による環境汚染の因果関係の解明

- ・浮遊粒子状物質の原因物質の発生源となる工場・事業場に対する効果的な対策の検討
 - ・有害大気汚染物質の自主管理の適切な実施
 - ・小規模事業場を含めた排出量及び排出形態についての正確な現状把握、排出抑制対策推進のための調査・検討の実施
-

(1-2)自動車排ガス対策

< 目標 >

環境基準の達成・確保等により、大気汚染に関し人の健康を保護するとともに、生活環境を保全する。

なお、自動車交通の集中により自動車単体対策等の既存の対策では二酸化窒素や浮遊粒子状物質に係る環境基準の確保が困難な大都市地域においては、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（いわゆる「自動車NOx・PM法」）に基づき、

- ・二酸化窒素については平成22年度までに環境基準を概ね確保すること、
- ・浮遊粒子状物質については平成22年度までに自動車から排出される粒子状物質の総量を相当程度削減することにより、環境基準を概ね確保することを目標としている。

< 評価 >

沿道における大気汚染は一般環境に比べて高くなっており、特に浮遊粒子状物質については環境基準の達成率が66.1%にとどまっていることから、自動車排出ガス対策については対策の一層強化が必要となっている。

「自動車NOx・PM法」に基づく施策の実施、自動車排出ガス規制については、平成17年から窒素酸化物及び粒子状物質について大幅に規制を強化することに加え、運輸部門からの二酸化炭素の排出が約20%を占めることも考慮して、低公害車の普及や環境に配慮した総合的な交通体系の在り方を検討する等の施策の展開が求められる。

< 課題 >

- ・新しい自動車排出ガス規制に対応した排出ガス低減技術の評価等
- ・ディーゼル車から排出されるナノ粒子の排出実態の把握、測定方法の確立及び健康影響の調査
- ・広い観点から見た低公害車の指標の創設や燃料電池自動車の環境面における評価の検討
- ・燃料蒸発ガスの排出実態及び対策技術に関する調査
- ・燃料品質による排出ガスの低減効果及び新燃料の排出ガスへの影響等に関する調査
- ・環境への負荷の少ない交通に向けた取組の推進（ESTの推進）

- ・移動発生源起因の二次生成粒子や、建設機械等粒子状物質の排出実態が明らかになっていない発生源についての対策の検討
-

(1-3)基礎調査 監視測定体制の整備等

< 目標 >

今後の大気環境保全施策を進める上で基礎となる監視観測体制の整備、科学的知見の充実、その他基礎調査を進めることにより、大気汚染に関し、人の健康を保護するとともに生活環境を保全する。

< 評価 >

今後の大気環境保全施策を進める上で、基礎となる環境観測体制の整備、科学的知見の充実、その他の基礎調査を進めることは非常に重要である。特に有害大気汚染物質や、微小粒子状物質、また新たな規制に対応した技術を導入する場合に注目されるさらに微小な粒子（ナノ粒子）について、測定方法や健康影響についての知見が必ずしも十分でないことから、一層の知見の充実に努めることが必要である。

< 課題 >

- ・有害大気汚染物質のモニタリング方法の検討
 - ・微小粒子状物質の健康影響に関する知見の充実
 - ・ナノ粒子に関する知見の充実
-

(2)大気生活環境対策

< 目標 >

環境基準の達成・確保により、人の健康を保護するとともに生活環境を保全する。

< 評価 >

騒音や振動に関する苦情件数は長期的には減少しているが、建設作業場等からの騒音に対する苦情の割合が増えている。また、自動車交通騒音については都市内の幹線道路を中心に環境基準の達成状況が特に悪く、改善の兆しが見られない。

悪臭の苦情件数は近年増加傾向にあり、人の嗅覚に基づいて総合的に悪臭の状態を評価することにより悪臭への的確な対応を担保する臭気指数の導入を進めている。

ヒートアイランド現象についてはその抑制が課題となっている。また、光害については、その意識啓発及び対策の普及が課題となっている。

< 課題 >

- ・自動車交通騒音について地域レベルにおける総合的かつ計画的な対策の実施及び沿道対策の充実強化に関する検討・騒音に係る環境基準に定められた、道路に面する地域の面的評価の推進
 - ・低周波音に関する調査及び対策の検討
 - ・国際機関における人の振動に対する感覚特性の見直しを受けた対応の検討
 - ・騒音対策に係る規制手法等の動向の調査・検討
-

3.水環境の保全

(1)流域の視点から見た水環境の保全

< 目標 >

人の健康の保護及び生活環境の保全に関する環境基準等の目標を設定し、これらの達成、維持に向けた施策を進める。

< 評価 >

公共用水域における環境基準の達成状況を見ると、健康項目はほぼ達成している。一方、生活環境項目については有機汚濁の環境基準達成率の改善が伸び悩んでおり、特に湖沼、内湾等の閉鎖性水域においては種々の施策を講じてきているものの、環境基準の達成率は依然として低い状態にある。また、地下水については、環境基準の超過率が8.1%となっており、特に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の汚染の割合が高い。

概観すると、水環境の保全に関しては汚濁負荷の低減、地盤沈下の防止に関しては地下水採取規制及び代替水対策が講じられてきた。これらの取組は、それぞれの地点において水環境や地盤環境の質を判断し、汚濁負荷の低減などを通じて環境の保全を図るもので、有害物質による水質汚濁問題の改善などに大きな成果をあげている。しかし、今日の水環境の悪化は、高度経済成長期を通じ、都市への急激な人口や産業の集中と都市域の拡大等に伴い、水循環系が急激に変化したことが大きな原因であると考えられており、水環境や地盤環境の保全を図るためには、健全な水循環や流域における水収支の視点からの取組を強化する必要がある。

環境保全上健全な水循環とは、人間社会の営みと環境の保全に果たす水の機能が適切なバランスの下に共に確保され、自然の水循環の恩恵が享受されることをいう。

また、今年初めに行われたOECDの環境保全成果レビューにおいて、水質については「人の健康及び生態系保全の観点からの化学物質管理の強化」及び「生態系保全に係る水質目標を導入」の必要性が指摘されている。

また、総合的な施策の一環として、豊かな水辺環境の再生・創出を進める必要がある。

< 課題 >

- ・河川流域全体を視野に入れた対策の検討
 - ・水生生物への影響の観点からの水質目標の検討
 - ・豊かな水辺環境の創出
-

(2)水利用の各段階における負荷の低減

< 目標 >

各種の発生源から水利用の各段階を踏まえた水環境への負荷低減及び浄化対策を推進する。

< 評価 >

特定事業場の数が増加しているにもかかわらず、公共用水域における環境基準健康項目の達成率はほぼ達成しており、また、工場等を対象として実施している排水規制は適切に実施され、効果を上げていると考えられる。一方、生活環境項目については有機汚濁の環境基準達成率の改善が伸び悩んでおり、特に湖沼、内湾等の閉鎖性水域においては種々の施策を講じてきているものの、環境基準の達成率は依然として低い状態にある。

生活環境項目に係る負荷対策として、新たな住宅においては原則的に雑排水の処理が義務付けられてきているところであり、このような変化を前提として事業場等からの排水規制について点検することが必要となってきた。

地下水については、環境基準の超過率が8.1%となっており、特に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の汚染の割合が高い。汚染が過去に引き起こされ原因者が不明となっている場合も多く、また、浄化コストが大きいことから地下水汚染事例のうち浄化対策の実施率は汚染原因者が判明している事例の約4割にとどまっており、汚染原因の究明と浄化等の対策を推進する必要がある。

底質はダイオキシン類のストック媒体であり、生物濃縮による魚への取り込み、巻き上げ及び溶出によるダイオキシン類の水への供給の原因となっている。また、環境媒体の中でダイオキシン類に係る環境基準及び対策のための数値目標が設定されていないのは底質だけであり、魚介類ダイオキシン濃度の低減による人の摂取量の低減及び数値目標の設定による汚染除去対策促進のためにダイオキシン類に関する低質環境基準を早急に設定する必要がある。

< 課題 >

- ・排水規制の点検
- ・地下水に係る安価で効果的な浄化技術の開発

- ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素対策を始めとする地下水汚染対策の推進
 - ・ダイオキシン類に汚染された底質の除去の推進
-

(3)閉鎖性水域における水環境の保全

< 目標 >

発生負荷削減等により、閉鎖性水域の水質、底質、底生生物等の保全・改善を図る。

< 評価 >

湖沼、内湾などの閉鎖性水域については窒素及びりん排水規制を行っているが、水質改善が進んでいない。引き続き、非特定汚染源対策を含めた総合的な汚濁負荷削減対策を実施する必要がある。

特に総合的かつ計画的な対策が求められる東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海については、総量削減基本方針及びこれを受けた各都道府県の総量削減計画に基づき、流入負荷の着実な削減のため、魚類養殖や非特定汚染源の負荷対策を含めた各種施策を実施していくことが必要である。

閉鎖性海域の水環境の保全・改善上重要な浅海域については、底質、底生生物を含めた水環境の評価手法の確立及び環境改善のための施策を総合的に推進していく必要があり、浅海域の浄化機能の維持・向上のための対策手法・技術の開発評価、汚泥の除去、覆砂等海域浄化・環境改善事業の適切な推進等において、関係省庁、関係自治体をはじめ、NPOや市民を巻き込んだ多様な主体の連携による施策の推進方策の検討が重要となっている。

湖沼については、窒素及びりん排水規制を引き続き実施するとともに、琵琶湖等の特に総合的対策が必要な湖沼については、引き続き湖沼水質保全計画を策定し、より効果的な施策の実施による水質保全を図る必要がある。なお、水質汚濁の大きな要因と考えられる非特定汚染源は、例えば琵琶湖における発生源別汚濁負荷割合の50%強を占めているが、対策手法や負荷・効果の定量的な評価手法が未確立であり、体系的な対策を行うための検討等が課題となっている。

< 課題 >

- ・第5次総量規制の着実な実施
 - ・瀬戸内海に係る埋め立てによる環境影響の的確な把握
 - ・有明海の水環境異変に対応するための底生生物等の状況の把握評価
 - ・浅海域の底質・底生生物を含めた水環境の適切な評価手法の確立
 - ・浅海域の環境改善のための施策の総合的な推進
 - ・非特定汚染源についての汚濁負荷量の把握、対策手法の開発等知見の充実
-

(4)水環境の監視等の体制の整備

< 目標 >

水質状況を効果的に把握する監視体制等を整備する。

< 評価 >

環境の情報を把握し、環境保全に関する施策を適正に実施するために、測定地点等を充実させるとともに、地方公共団体が効果的に測定を実施するために必要な体制を確保する。

< 課題 >

- ・行政分野や研究分野に広く活用できる情報システム及びネットワークの構築
-

4.土壌環境の保全

< 目標 >

- ア 土壌環境基準を達成・確保する。
- イ 土壌汚染による環境リスクを適切に管理する。

< 評価 >

環境基準の設定調査については、新たに汚染土壌の直接摂取の観点から有害物質の含有量によるリスクに着目した検討を行うなど、着実に実施している。今後も関連する知見の収集・整理を行い、土壌環境基準の追加・見直しや新たな観点からの設定等について検討を進めていく必要がある。

農用地の土壌汚染対策については、有害な農畜産物の生産及び農作物等の生育の阻害を防止するため、農用地土壌汚染防止法に基づく対策事業を推進しており(進捗率は81.9%)、今後も着実に推進していくこととする。

市街地の土壌汚染対策については、近年、工場跡地の再開発・売却の増加、環境管理等の一環として土壌調査を行う事業者の増加及び自治体における地下水の常時監視の体制整備等に伴い、土壌汚染事例の判明件数が急激に増加しつつあり、土壌環境対策に係る制度の確立への社会的要請が高まってきた。こうした状況を踏まえ、市街地等における土壌環境保全対策の制度の在り方について、中央環境審議会等において議論を重ねてきたが、その審議結果を受けて、平成14年2月に「土壌汚染対策法案」を通常国会に提出したところであり、同年5月に原案どおり成立した。

今後、土壌汚染対策法の円滑な施行に向けて、政省令の制定、運用に係る各種指針の検討、低コスト・低負荷型の調査対策技術の普及促進、地方公共団体に対する本制度の円滑な運用や土壌汚染関連情報整備を促進するための支援措置等が喫緊の課題となっている。

また、ダイオキシン類による土壤汚染対策については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、常時監視や汚染の判明した地域における土壤汚染対策が実施されており、今後も、着実に推進する必要がある。

< 課題 >

- ・市街地等における土壤汚染対策
 - ・政省令の制定及び運用に係る各種指針等の検討
 - ・土壤汚染対策法の円滑な施行に向けた体制整備等
 - ・ダイオキシン類汚染土壤対策
 - ・農用地土壤汚染対策
-

5.地盤環境の保全

< 目標 >

- ア 地盤沈下を防止する。
- イ 環境保全上健全な水循環を確保する。

< 評価 >

地盤沈下については、地下水採取規制、代替水源の確保等により、長期的には沈静化する方向に向かっており、平成12年度は年間2cm以上沈下した地域は7地域(11年度は9地域)に減少するなど、環境省が集計を開始した昭和53年度以降も最も少なくなっている。しかしながら、一部地域では依然として沈下が続いており、また、湧水時などの過剰な地下水の汲み上げ等によって地下水位が低下し、地盤沈下が発生した事例もあり、湧水時等における大量の地下水採取等による地盤沈下への対応等が課題となっている。

湧水の枯渇、河川流量の減少、地盤沈下等の障害の発生は、高度経済成長期を通じ、都市への急激な人口や産業の集中と都市域の拡大等に伴い、水循環系が急激に変化したことが原因と考えられている。環境保全上健全な水循環の確保の観点からこれまで、水循環の診断・評価の確立に向けて、モデル流域での水循環モデル計画案を通じた知見の集積、地下水涵養施設整備による保水機能の強化など流域単位の取組の支援を行っている。

< 課題 >

- ・湧水時等における大量の地下水採取等による地盤沈下への対応等
 - ・水循環の診断・評価手法の確立、水循環に関する技術開発及び流域の浸透機能の強化等
-

6. 廃棄物・リサイクル対策

(1) 循環型社会の形成の推進のための基本措置

< 目標 >

- ア 循環型社会形成推進基本計画に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進を図る。
- イ 政府が循環型社会の形成に関して講じた施策に関する年次報告（循環型社会白書を作成し、情報収集・調査、普及啓発等を実施する。
- ウ 廃棄物処理施設整備計画の効果的な実施及びその実施状況の適切な点検を行う。
- エ 広域処理場整備基本計画の効果的な実施及びその実施状況の適切な点検を行う。

< 評価 >

平成12年に循環型社会形成推進基本法を制定し、廃棄物処理の優先順位を発生抑制、再使用、再生利用、処分とし、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を推進するための基本的な枠組みが定められた。

現在、排出者責任、拡大生産者責任といった基本的な考え方や経済的措置等の政策手法、具体的な目標としての数値目標、国民・NGO/NPO・事業者・地方公共団体といった各主体が果たすべき役割等に関する「循環型社会形成推進基本計画」の策定を進めているところであり、循環型社会形成に向けて、総合的かつ計画的な施策の推進を図っていく必要がある。

また、内閣府世論調査によると循環型社会形成推進基本法の周知率が11%と低いことから、さらに循環型社会の形成に向けた周知・意識向上を図っていく必要がある。

一方、廃棄物処理整備計画は、ごみの排出抑制、リサイクルの推進等、循環型社会への転換を施設整備の面から全国的・計画的に推進する重要な役割を担っているが、計画目標となっている「ごみ減量処理率」や「リサイクル率」等はいずれも上昇しており、本計画による施設整備は順調に進んでいる。

< 課題 >

- ・平成15年3月末までに循環型社会形成推進基本計画を策定
- ・循環型社会形成推進基本法及びその考え方の普及啓発・意識向上
- ・地域における国民・NGO/NPO・事業者・地方公共団体等の循環型社会の形成に向けた取組の支援
- ・次期長期計画の総合的な検討
- ・国民一人ひとりのくらしの見直しとごみの減量実践に向けた普及啓発・環境学習の推進

(2) 循環資源の適正な循環的な利用の推進

< 目標 >

各リサイクル制度の適正な施行及び先進的なリサイクル施設への支援を図ること等により、循環資源の適正な循環的な利用を推進する。

< 評価 >

平成12年度に完全施行された容器包装リサイクル法については、制度が着実に浸透してきており、市町村における分別収集、再商品化が大きく進展するとともに、製造メーカーによる容器包装の減量化やリサイクルの容易性など、容器包装の設計、素材の選択等における事前評価への取り組みが進んできている。

また、家電リサイクル法や食品リサイクル法などの個別リサイクル法が順次施行され、おおむね順調に推移している。

今後、一部施行から5年を経過した容器包装リサイクル法の一層円滑な実施に向けた方策の検討など、個別リサイクル法の円滑な推進を図っていくとともに、現在、リサイクルの義務がない他の製品についてもリサイクルの必要性について検討していく必要がある。

一方、エコタウン事業については、13年度に2地域（現在までに15地域）を承認した。ここを拠点として、地域の先進的な環境調和型まちづくりの推進や、全国の模範となるリサイクル事業が展開されることとなった。

今後、循環型社会の形成の推進を図るため、「ゴミゼロ型地域社会形成推進施設整備費」等の補助スキームを活用しつつ、エコタウン事業計画の承認及び支援を図っていく必要がある。

< 課題 >

- ・個別リサイクル法の円滑な施行
 - ・個別品目ごとのリサイクル制度の体系的な整理
 - ・エコタウン事業計画の新規承認
-

(3)一般廃棄物対策 (排出抑制、再生利用、適正処理等)

< 目標 >

ア 平成22年度において、平成9年度に対し、一般廃棄物の排出量を約5%削減する。

イ 平成22年度において、平成9年度に対し、一般廃棄物の再生利用量を約11%から約24%に増加させる。

ウ 平成22年度において、平成9年度に対し、一般廃棄物の最終処分量をおおむね半分に削減する。

エ 一般廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の排出量を平成14年度末において310g-TEQ/年以下とする。

オ 第8次廃棄物処理施設整備計画に従って適切な処理施設、最終処分場等の整備を促進することにより、地域ごとに必要となる施設を今後とも継続的に確保する。

カ 市町村に対する支援を通じて、生活環境の保全を図る。

< 評価 >

市町村に対する財政的・技術的支援、一般国民への意識啓発活動等の手段により、一般廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量その他その適正な処理を推進してきた。

平成11年度の一般廃棄物の排出量は、平成9年度に比べ約1%の増加にとどまり、再生利用量は約11%から約13%に増加、最終処分量は9%減とほぼ順調に成果は上がっている。

また、国民の不安感が大きいダイオキシン類の排出量の大幅な削減を図るため、主要な排出源である廃棄物焼却炉に係る規制を強化し、これに対応するための一般廃棄物焼却施設の改修に対して国庫補助を集中的・重点的に行ったことにより、短期間で一般廃棄物焼却施設のダイオキシン類対策が促進された。その結果、平成12年の一般廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の量は平成9年比で80%減の1019g-TEQ/年となっており、排出削減が順調に進展している。

さらに目標達成に向けて、排出抑制、再生利用率の向上、ダイオキシン類の排出削減について、意識啓発や施設の改善等なお一層の努力が必要である。

また、循環型社会の形成のため必要な廃棄物処理施設やリサイクル施設について、今後とも着実に施設整備を進めていく必要がある。特に、最終処分場については、最終処分場に対する国民の不安感等から設置が困難な市町村等もあり、残余容量の地域格差が大きく、新たな容量確保手段が求められている。

< 課題 >

- ・ 廃棄物処理施設やリサイクル施設に対する財政的・技術的支援の充実
- ・ 最終処分場の信頼回復や容量確保
- ・ ごみ処理の費用負担のあり方の検討

(4)産業廃棄物対策 (排出抑制、再生利用、適正処理等)

< 目標 >

ア 平成22年度において、平成9年度に対し、産業廃棄物の排出量の増加を約12%に抑制する。

イ 平成22年度において、平成9年度に対し、産業廃棄物の再生利用量を約41%から約47%に向上させる。

ウ 平成22年度において、平成9年度に対し、産業廃棄物の最終処分量をおおむね半分に削減する。

エ 産業廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の排出量を平成14年度末において200g-TEQ/年以下とする。

オ 平成18年度を努力目標に全国的な処理体制を整備し、平成28年7月までにポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理を完了する。

< 評価 >

産業廃棄物の適正処理、発生抑制及び再生利用等を推進するため、排出者処理責任の徹底、処理基準の強化及び公共関与による施設整備等の措置を講じてきた。

平成11年度の産業廃棄物の排出量は、平成9年度に比べ2%減となるほか、再生利用量は40.7%から約42%へ増加、最終処分量は24%減と着実に成果は上がっている。

産業廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の排出量については、平成9年度以降規制を順次強化しており、ダイオキシン対策に係る施設の改修、老朽施設の廃止等により、焼却施設から排出される平成12年のダイオキシン類の排出量は平成9年比63%減の555g-TEQ/年となっている。産業廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の排出量については、年々排出削減がなされ進展が見られるが、平成14年末の目標達成に向けてダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制の徹底等さらに努力が必要である。

また、平成13年度にPCB廃棄物の適正処理に関する法律を制定し、処理体制が未整備のため、約30年間、所有者による保管が継続されてきたPCB廃棄物について、今後15年間で処理を完了する体制を整備した。これを受けて、北九州市にPCB廃棄物の処理施設の立地が具体化し、その他の地域についても関係自治体との調整が進んでおり、全国的な処理体制の整備に向けて着実に進展している。

一方、産業廃棄物処理の「確実かつ適正な処理」への転換を進め、優良な産業廃棄物処理業者が市場の中で優位に立つ構造への転換を進める必要がある。

また、循環型社会の形成を推進するため、環境負荷がより少ない、資源の回収効率がより高い、減量効果がより高い等先端的な廃棄物処理技術の開発・導入を図っていくことが必要である。

< 課題 >

- ・ 確実かつ適正な処理・再生利用を担い、循環型社会の形成を支えることができる循環型・環境負荷低減型の廃棄物処理産業の育成
- ・ PCB廃棄物の広域的な収集運搬方法等のガイドラインの作成及び安全な処理技術の開発・導入促進

(5) 廃棄物の不法投棄の防止等

< 目標 >

- ア 産業廃棄物の不法投棄件数及び不法投棄量を、平成11年度に対し、平成22年度においておおむね半分に削減する。(500件・20万tに)
- イ 廃棄物等の適正な輸出入を確保する。
- ウ 化学物質管理対策の強化等に的確に対応した廃棄物の適正な処理を確保する。

< 評価 >

不法投棄防止対策については、累次の廃棄物処理法改正により規制を強化してきており、都道府県等による行政処分件数の増加、ITを活用した監視体制の強化、代執行による原状回復措置の実施等により、不法投棄件数は2年続けて減少傾向に転じ、不法投棄量も前年度に比べて減少するなど一定の成果が得られた。

しかし、依然として不法投棄件数は1,000件を下らず、投棄量も40万トン前後で推移しており、その手口も悪質化、巧妙化してきている。

このため、改正廃棄物処理法の厳格な適用を徹底させていくほか、さらに不法投棄に対する効果的な未然防止対策、過去に不法投棄されたものを含めた原状回復措置の効率的な推進を図る必要がある。

廃棄物等の輸出入については、バーゼル法や廃棄物処理法に基づき事前に審査を行っており、廃棄物等の不適正な輸出入事件は発生していない。

しかし、国内処理コストの増加等により、廃棄物まがいのものを輸出しようとする動きが高まっており、輸出に係る事前相談件数が増加していることから、不法輸出を防止するため、的確に対応できるチェック体制の整備や輸出国等との連携を強化する必要がある。

また、POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)、PRTTR法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)の施行など化学物質管理対策の強化等に対応して、有害な化学物質を含む廃棄物の処理方策の策定が必要となっている。

< 課題 >

- ・不法投棄等監視の高度化及び原状回復措置の効率的な推進
 - ・廃棄物等の不法輸出入を防止するための的確なチェック体制の整備及び国際ネットワークの構築
 - ・化学物質対策の強化等に対応した有害な化学物質を含む廃棄物の処理方策の調査検討
-

(6)合併処理浄化槽の整備によるし尿等の適正な処理の推進

< 目標 >

河川や湖沼等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水の対策を推進し、健全な水環境を確保する。

< 評価 >

し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽は、排出源でこれらの汚水を処理することができ環境保全上効果的であるだけでなく、短期間にかつ容易に設置できる等の特徴を有している。このため、下水道や農業集落排水施設などの集合処理と連携を図り、地域に応じた効率的な整備を行うことで、河川、湖沼等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水対策に対して、効果的な手段となっている。

平成12年度末の合併処理浄化槽、下水道、農業集落排水施設等の汚水処理施設整備率は、71%であり、このうち、合併処理浄化槽の整備率は7.2%で年々上昇している。また、合併処理浄化槽の整備事業に取り組む市町村数も年々増加しており、目標達成に向けて着実に進展している。

汚水処理施設の整備が中小市町村に移行していることから、健全な水循環、生活雑排水対策を更に推進していくため、合併処理浄化槽を活用し地域の特性に応じた効率的な汚水処理施設の整備が必要である。

< 課題 >

- ・ 各種汚水処理施設の特徴、経済性等を十分考慮し、地域の特性に応じた合併処理浄化槽の整備の促進
- ・ 市町村が運営主体となる特定地域生活排水処理事業の効率的な推進

7.化学物質対策

(1)環境リスクの評価

< 目標 >

- ア 有害性の高い化学物質の環境残留状況の把握及び環境リスクの評価・管理に資するため、環境モニタリング等を計画的に進める。
- イ 「環境ホルモン戦略計画SPEED'98」に基づき、45物質以上について、平成16年度までに内分泌かく乱作用についてのリスク評価を行うとともに、OECDの試験法の開発に協力する。
- ウ P R T R対象物質などのうち、平成13年度から平成16年度までに220物質を目標として基礎情報を収集し、リスク評価を進める。

< 評価 >

今日、推計で約5万種以上の化学物質が流通し、また、我が国として工業用途として届け出られるものだけでも毎年約300物質程度の新たな化学物質が市場に投入されている。

しかし、化学物質の中には、その製造、流通、使用、廃棄の各段階で適切な管理が行わ

れない場合に環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすものがある。

環境汚染物質のモニタリング及びその結果の解析により、これらの化学物質の環境中の存在状況を把握し、リスク評価・管理に活用してきているが、化学物質の環境汚染に関する対策の進展や状況変化を踏まえたモニタリングの見直しが必要である。

内分泌かく乱作用の疑われている化学物質について、平成13年度には、新たに8物質の有害性評価に着手したほか、平成12年度に着手したノニルフェノールについて、魚類への影響に関する評価結果を世界で初めて取りまとめるなど着実に成果を上げており、引き続き評価を進める必要がある。

環境リスク評価については、39物質を対象とした環境リスク初期評価の結果及び作業手順を示したガイドラインを平成14年1月に公表したところであるが、環境リスクの評価作業の効率化・加速化、P R T Rデータの活用及び評価結果を国民に分かりやすく提供することが必要である。

< 課題 >

- ・化学物質の環境汚染に関する対策の進展や状況変化を踏まえたモニタリングの見直し
 - ・内分泌かく乱作用が疑われている化学物質について、リスク評価等の推進
 - ・化学物質の環境リスクの評価作業の効率化・加速化、P R T Rデータの環境リスク評価への活用及び評価結果の国民への提供
-

(2)環境リスクの管理

< 目標 >

ア ダイオキシン類について排出総量を平成14年度までに平成9年比約9割を削減する。

また、WHOの耐容一日摂取量(TDI)の再評価等に貢献する。

イ 農薬による環境リスクを適切に評価し、管理する。

ウ 化学物質審査規制法に基づき、新規化学物質の審査を行うとともに、既存化学物質の点検を計画的に進める。また、化学物質の審査・規制体系に、生態系の保全等の観点の導入を図る。

< 評価 >

ダイオキシン類については、法に基づく各種基準の設定、規制の実施等により、排出総量は年々削減されている。しかし、未規制発生源からの排出などにより環境基準を超過している事例や、既に環境中に排出、蓄積されたダイオキシン類による汚染に対しては適切な対策が必要である。

ダイオキシン類のTDIについては、平成15年に予定されているWHOによるTDIの再評価に向けた低濃度のダイオキシンによる影響についてさらなる科学的知見の集積が必

要となっている。

本年一月に公表されたOECDによる日本の環境保全成果レビューにおいては、「生態系の保全は、日本の化学物質管理政策の目的に、一般的には健康の保護と並ぶ形で含まれていない」として、「化学物質管理の効果及び効率をさらに向上させるとともに、生態系保全を含むように規制の範囲をさらに拡大すること」と指摘される等、近年生態系の保全の重要性も認識されてきている。これらを踏まえ、化学物質の審査・規制への生態系保全の観点の導入を含めた、より効果的・効率的な体系への見直しが必要となっている。このため、平成13年度には、「生態系保全等に係る化学物質審査規制検討会」において、生態系保全に係る化学物質の審査・規制の在り方についての方向性が示され、さらに制度全体の見直しに係る検討結果が整理されたが、更なる検討を進める必要がある。

農薬については、作物残留及び水質汚濁に係る登録保留基準の設定を行っており、農薬による環境リスクの低減に大きな効果を上げている。また、水域生態系の急性影響に係る評価手法の在り方に関する検討結果が整理されるなど農薬による生態系への影響評価についての検討も進めており、これを継続していく必要がある。

さらに、化学物質の審査・規制等に関しては、有害な新規化学物質を製造・輸入前に確認し、必要に応じ規制することにより、環境汚染の未然防止に大きな効果を上げているが、既存化学物質については点検を推進する必要がある。

また、本年12月に初めて公表する予定のP R T Rデータを活用した化学物質対策を進める必要がある。

< 課題 >

- ・臭素系ダイオキシン類に係る健康影響の調査研究及び対策
- ・WHOによるTDIの再評価に向けた科学的知見の集積
- ・農薬による陸域生態影響評価に関する検討
- ・農薬の使用に伴う一般環境への負荷量の推移を適切に把握する指標の開発
- ・新規化学物質の審査・規制等の着実な実施
- ・既存化学物質に係る安全性点検の推進及び必要な規制の実施
- ・化学物質の審査・規制への生態系保全の観点の導入を含めたより効果的、効率的な体系への見直し
- ・P R T Rデータを活用した化学物質対策の推進

(3)リスクコミュニケーションの推進

< 目標 >

ア 平成14年秋以降にP R T Rデータの第1回の集計・公表を行うとともに、環境リスクの理解に有用な情報を提供する。

イ リスクコミュニケーションの担い手となる人材の育成と活用を図る。

< 評価 >

化学物質は、私たちの生活を豊かにし、また生活の質の維持向上に欠かせないものとなっている一方で、日常のさまざまな場面、製造から廃棄に至る事業活動の各段階において、環境を経由して人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれがあり、環境リスクに対する国民の不安も大きくなっており、P R T R制度を活用した情報の提供等が必要となっている。

本年12月予定のP R T Rデータの公表に向け、P R T R制度の対象である354物質の排出量等の届出・公表を円滑に進めるための基盤整備を行うとともに、化学物質に係るリスクコミュニケーションを効果的に行うため、P R T Rデータを解説したガイドブックの作成・公表等によりP R T R制度への基礎的な理解を助けるなどの準備を進めている。今後とも、本制度による化学物質の排出量等データの精度向上、化学物質の環境リスクの理解に有用な情報の提供等を進めていくことが重要である。

化学物質の環境リスクに関する情報の共有及び相互理解を促進する場として、平成13年12月、市民・産業・行政の代表から成る「化学物質と環境円卓会議」が設置され、議論が開始されている。今後も、人材活用方策や人材育成のための研修内容の確定、子供も理解できる教材の作成を急ぐことが重要である。

< 課題 >

- ・ P R T R制度による化学物質の排出量等データの精度向上
- ・ 化学物質の環境リスクの理解に有用な情報の提供の推進
- ・ 早急な人材活用方策や人材育成のための研修内容の確定、子供も理解できる教材の作成

(4)国際協調による取組の推進

< 目標 >

ア 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（P O P s条約）について、早期締結と国内対策の推進を図る。

イ O E C Dなどが進める化学物質対策に積極的に参画するとともに、アジア太平洋地域における国際協力を強化する。

< 評価 >

P O P s条約については、早期締結と国内対策の推進に向けて、国内担保措置の整備とともに、埋設農薬の実態の把握、調査等マニュアルの作成を通じた適正管理についての措置などP O P s対策を着実に進めており、今後ともこれらの推進が必要である。

化学物質に関する調査研究についてOECD等と国際的に連携するとともに、特にアジア太平洋地域の途上国の対処能力向上のための支援を図っており、今後ともこれらの取組を推進する必要がある。

< 課題 >

- ・ P O P s 条約の早期締結と国内対策の推進
 - ・ アジア太平洋地域の途上国の対処能力向上のための支援
-

8.自然環境保全と自然とのふれあいの推進

(1)生物多様性の確保に係る施策の総合的推進

< 目標 >

- ア 新たに策定した生物多様性国家戦略を踏まえ、自然環境保全の各分野に生物多様性保全の観点をより強く組み込む。
- イ 自然環境の保全のための政策の策定に必要な情報を収集・整備するとともに、開発途上国に対する支援等により国際的な生物多様性の保全を図る。

< 評価 >

近年の自然環境の状況及び社会情勢の変化、生物多様性の危機を踏まえ、関係省庁の協力を得るとともにNGOはじめ国民からの意見を幅広く聴取しながら生物多様性国家戦略の見直しを行い、14年3月に新・生物多様性国家戦略を決定した。新・国家戦略では、目標達成のための道筋が整理され、より具体的な基本方針等が提示されたことから、今後の生物多様性に係る施策展開の一層の充実が可能となった。

自然環境の基盤情報を整備するため、昭和48年度より植生や動植物の分布状況などに関し自然環境保全基礎調査を実施しており、国レベルでの計画や環境アセスメント等にその成果が活用されるなど重要な役割を果たしている。しかしながら、生物の量的情報や生態系の機能・構造に係る詳細な情報収集は十分にはなされておらず、また近年人為的要因により急速に変化している森林、湿原、干潟などの生態系については、生態系ごとに全国の情報を長期にわたって継続的に把握することが必要である。

自然環境保全分野に関する国際協力に関しては、サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的な取組への参加、国際条約の適切な履行、国際的非政府機関への拠出等によって自然環境保全分野での国際協力を積極的に推進しており、国際的な評価を得ている。

< 課題 >

- ・ 生物多様性国家戦略に沿った施策の円滑な実施
- ・ きめ細かな自然環境情報収集・モニタリングの実施

- ・我が国の経験と技術を活かした国際協力の推進
-

(2)自然環境の保全

< 目標 >

原生的な自然及びすぐれた自然を保全するとともに、里地里山などの二次的自然環境や干潟などの湿地についてもその特性に応じ保全する。

< 評価 >

国所管の自然環境保全地域・原生自然環境保全地域において、保全管理状況調査を実施した。また、世界自然遺産地域について、利用動態等を調査・把握するとともに、遺産地域登録が地域に与えた経済的メリットと保全に必要なコストとの比較等の検討を行ったことにより、今後の遺産地域の適正な保全・管理を推進するための手法開発について進展が期待されている。

国立公園の保全管理に関しては、自然公園法に基づく許認可事務を適正に実施するとともに、既存公園計画の見直し、新たな国立公園指定を検討するための候補地の調査を実施した。また、グリーンワーカー事業による登山道整備や、山岳し尿処理施設の整備促進等により、公園管理が充実した。さらに、自然公園法改正により自然公園の生物多様性保全が強化・充実された。しかしながら、自然公園を巡っては、保護管理制度や環境教育の推進、NPO等との連携の在り方などの課題が残されている。

里地里山等の二次的自然環境の維持形成に関しては、特性を整理し生物多様性保全上の問題点を把握する等の分析を行い、生物多様性国家戦略の見直しの中で里地里山の保全と持続可能な利用に関する取扱方針を整理したことにより、全国各地での効率的な里地里山保全の取組の推進が期待されている。里地里山は様々な主体が関わる多義的な空間であることから、今後保全を進めるに当たっては、関係省庁とも連携して様々な角度から保全策を検討する必要がある。また、ビオトープ（生物の生息空間）整備を行う地方自治体への補助を行ったことにより、特に身近な自然が消失しつつある都市近郊において生物とのふれあいの場やアメニティ空間の確保、環境教育等の場の創出に寄与した。

湿地に関しては、湿原、干潟、藻場等の生態系タイプごとの保全方策を検討し、また生物多様性保全上重要な湿地を「重要湿地500」として発表するとともに、これまで十分に把握されていなかった湿地生態系の構造・機能に係る調査検討に着手したことにより、今後効果的な湿地保全策を提示する上での基礎的な知見が整理された。

< 課題 >

- ・自然公園を巡る諸課題についての検討、望ましい自然公園の在り方の提示
- ・制度面も含めた様々な角度からの里地里山の保全策の検討

- ・重要湿地として選定された湿地の効果的な保全方法の検討及び対策の実施
-

(3)自然環境の再生

<目標>

生物多様性保全の観点から望ましい自然環境を積極的に確保するため、関係省庁と連携し、地方自治体や専門家、NGO等の参画を得つつ、失われた自然を積極的に再生する。

<評価>

平成13年度二次補正予算及び14年度予算において自然再生事業を実施するための経費を確保するとともに、釧路湿原において自然再生事業を実施すべく各省と連携しつつ地元との調整を行い、事業内容の具体化を進めた。計画段階から専門家、地元市民等の参画を得て本事業を実施することにより、地域の自然特性に応じたきめ細かな取組を合意を得つつ推進することが可能となった。

<課題>

- ・地域の多様な主体の連携による自然再生事業の着実な実施
 - ・自然再生事業に参加するNPO等の支援策や実施体制の一層の充実
-

(4)野生生物の保護管理

<目標>

希少野生動植物については、生息状況等の調査を実施し、現状把握を行うとともに、その保護増殖を図る。また、野生鳥獣の適正な保護管理により野生鳥獣と人との共生を図る。移入生物問題については、その全体像を把握し対応を図る。

<評価>

希少野生動植物に関しては、12年4月にすべての分類群においてレッドリストの見直しが終了し、これを踏まえて順次レッドデータブックの改訂を進めている。また改訂作業の過程で得られた情報を基に、国内希少野生動植物種の候補種の選定作業を進めるとともに保護増殖事業計画の策定を進めたが、十分とは言えない状況である。希少猛禽類のイヌワシ、クマタカ、オオタカについて生態・分布等基礎的知見の把握を行ったが、繁殖影響要因等未解明部分が残されている。さらにトキの野生復帰やイリオモテヤマネコとの共存に向けたビジョンづくりを進めている。

野生鳥獣に関しては、都道府県における第9次鳥獣保護事業計画(H14～18年度)の策定を支援するとともに、特定鳥獣保護管理計画策定のための技術マニュアル策定、策定経費補助等の支援を行った。また、国設鳥獣保護区の新規設定に向け、第9次国設鳥獣保護区設定計画を策定するなどの作業を進めた。野生鳥獣の生息状況に関する科学的データの収集・モニタリングを行うため、鳥類の標識調査、ガンカモ類、シギ・チドリ類の定点調査を実施した。鉛弾による野生鳥獣の鉛中毒を防ぐため、鉛製散弾使用禁止地域の設定を都道府県に呼びかけ、13年度中に10ヶ所の新規禁止区域が設定された。鉛中毒の防止、狩猟免許の欠格条項見直しへの対応を含む野生鳥獣の保護と狩猟の適正化のための措置をとるため、鳥獣保護法の改正案を国会に提出した。しかしながら、平成11年の同法改正の際の附則、附帯決議を踏まえ、野生鳥獣の生息状況及びその個体群の安定的維持に関する見直し、野生鳥獣による生態系及び農林水産業に対する被害の状況等を勘案し、科学的・計画的な管理及び農林水産業等への被害の防止等のための鳥獣保護及び狩猟に関する制度の総合的な見直しについて検討を進める必要がある。

移入種及び遺伝子組み換え生物への対応に関しては、我が国の移入種問題への基本的な対応方針を検討するとともに、固有の生態系に影響を及ぼしている移入種の排除事業を行った。また、「生物多様性条約バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」の締結に向けた国内措置のあり方について検討を進めた。

< 課題 >

- ・種の保存法に基づく国内希少動植物種、保護区の指定及び保護増殖計画の策定推進
- ・希少猛禽類の生息数回復に係る効果的な手法の開発
- ・野生鳥獣の科学的・計画的な管理、農林水産業等への被害の防止などを推進するための鳥獣保護及び狩猟に関する総合的な制度の見直し
- ・移入種問題に対する制度的対応の検討
- ・生物多様性条約カルタヘナ議定書の締結に向けた遺伝子組み換え生物の生物多様性への影響に関する評価等に関する国内措置の早急な取りまとめ

(5)動物の愛護及び管理

< 目標 >

動物の愛護と適正な管理を通じた人と動物との共生を図るため、国民の意識の向上を図るとともに、自治体、動物販売業者による飼い主等への適切な指導、情報提供の確保、地域における動物の適正飼養推進のための体制づくりを推進する。

< 評価 >

動物愛護管理の普及啓発を図るため、啓発資料を都道府県等を通じ広く配布するととも

に、動物愛護週間中に中央行事及び地方行事を実施した。また、都道府県等における動物愛護管理への取組を支援するため、適正飼養に関する教本を作成し、担当職員を対象に適正飼養講習会を実施するとともに、協議会制度の活用を目的としたモデル協議会活動推進事業の実施や協議会設置・活動指針の策定に向けた検討を進めた。さらに、動物取扱業者規制の見直しや都道府県等における動物取扱業者指導の円滑な運用等に資するため、ペット動物の流通経路や流通販売業者の実態等に関する調査を実施した。また、法に基づきペット動物等の飼養及び保管に関する基準を策定した。しかしながら、近年ペット由来の移入種による生物多様性への悪影響が大きな問題となっていることから、遺棄・逸走により影響が生ずるおそれがあるペット動物についての適正な飼養管理の徹底が求められている。

< 課題 >

- ・ 遺棄・逸走により生物多様性の保全に重大な影響を及ぼすおそれがあるペット動物について、適正な飼養管理の在り方及びその徹底のために必要な制度化に向けた検討
-

(6)自然とのふれあいの推進

< 目標 >

自然とのふれあいを求める国民のニーズに的確に応えるとともに、自然とのふれあい活動を通じて、自然への理解を深め、自然を大切にする気持ちを育成する。

< 評価 >

自然とのふれあい活動を支援するため、全国各地の自然公園において約3,000名の自然公園指導員が、また国立公園においては約2,000名のパークボランティアが活動を行うとともに、自然体験活動の拠点モデルである田貫湖ふれあい自然塾等において自然体験活動ガイドラインの検討や自然体験活動プログラムの評価を行った。また、新たな沖縄振興特別措置法において、全国で初めてエコツーリズム（環境保全型自然体験活動）の推進が位置づけられ、西表島においてエコツーリズム推進のための施策が行われた。今後は、より環境教育・環境学習の視点を重視しつつ、さらに民間団体やボランティアによる自然公園における環境保全活動を推進するとともに、エコツーリズムについては西表島での取組の成果を踏まえ、全国的な展開を図るための施策の推進が必要である。

自然とふれあうための機会や情報を提供するため、「自然に親しむ運動」期間中に自然とふれあうための行事の開催を呼びかけるとともに、自然公園大会を開催し環境大臣表彰等を行った。また、全国の国立公園等11地区において、レンジャーの指導の下、約1,000人の小中学生が国立公園等のパトロール、利用者の指導啓発や自然観察活動等に取り組むプログラムを体験した。さらに、全国各地の最新の自然情報を幅広く提供する「インター

ネット自然研究所」を開設し、月平均10万件以上のアクセスを得た。

年間のべ9億人以上の人々が自然とのふれあいを求めて訪れている自然公園において自然とのふれあいの場の整備を進めた。

貴重な天然資源である温泉源を将来にわたって保護するとともに適正な利用を推進するため、改正温泉法の適正な運用に努めるとともに、温泉の保護及び効率的利用等に関する調査やふれあいやすらぎ温泉地整備事業を実施した。

今後、生物多様性の保全上重要な離島等において、温泉や自然環境を活かした持続的かつ総合的な振興策を進めていくことが必要である。

< 課題 >

- ・自然公園における民間団体等による環境保全活動の支援及び推進
- ・環境教育・環境学習の場としてのエコツーリズムの全国的な普及啓発
- ・生物多様性の保全上重要な離島等における温泉や自然環境等を活かした総合的振興策の提示
- ・自然公園施設の適切な整備の推進

9. 国際的取組に係る施策

(1) 地球環境保全に関する国際的な貢献と連携の確保

< 目標 >

環境関係の広い分野で我が国の国際的な地位と能力に照らして十分な貢献を行う。

< 評価 >

国連、OECDなどの国際会議に積極的に参画し、エコアジアなどの国際会議を主催した。また、アジア太平洋環境開発フォーラム（APFED）の実施、国連環境計画（UNEP）親善大使の活動、北九州イニシアティブに基づく都市環境改善の取組等を支援した。

森林の保全については、持続可能な経営の阻害要因である違法伐採問題に焦点を当て、国連森林フォーラム（UNFF）や生物多様性条約等の取組において国際的合意形成が行われるよう積極的に貢献した。

砂漠化対処について、アジア地域でのネットワーク作りの支援等を行った。

南極地域の環境保護に関して国際的枠組みの遵守および国内担保法の着実な施行を図った。

「アジア太平洋環境イノベーションプロジェクト」を中国、インド、タイ、シンガポール等の研究機関と開始した（共同研究機関は増加中）。

また、「地球環境研究総合推進費」により47課題を実施し、「地球環境保全試験研究費」により地球の温暖化に限定して11の研究課題に着手した。

環境観測技術衛星（A D E O S - ）に搭載して平成14年11月に打ち上げを行う予定のオゾン層観測センサー（I L A S - ）の開発は順調に進んでいる。

地球環境戦略研究機関（I G E S）の第1期（平成10～12年度）の研究成果は、政策提言等の形でアジア太平洋地域の政府機関等に提示され、気候変動枠組条約締約国会議やアジア太平洋経済社会委員会（E S C A P）などの国際会議で高く評価された。現在、第2期（平成13～15年度）として6つのプロジェクト（「各国の国内気候政策」、「技術移転・資金供与」、「途上国参加支援」、「革新的な都市環境管理」、「アジア太平洋地域の森林保全戦略」及び「循環型社会における民間企業の経営戦略」）を実施中である。

< 課題 >

- ・平成14年8月のヨハネスブルグサミット（W S S D）に向け、持続可能な開発の中で環境面に重点を置く必要性を強調するとともに、経済発展を持続可能なものとするため一層の環境配慮が必要とされているアジア諸国との国際協力に積極的に取り組むことが必要。
- ・持続可能な開発を実現するための政策実施面や人づくりの面での支援の強化。
- ・頻りに開催される様々な国際会議に総合的に対応するためのビジョンや施策の在り方の明確化。
- ・砂漠化対処条約事務局や国連森林フォーラム等の国際機関との連携強化を図りつつ、問題解決に向けた総合的な国際戦略及び我が国としての貢献の在り方に関する検討を進めることが必要。
- ・温室効果ガスの観測センサー（S O F I S）の開発を平成18年度の打ち上げに向け本格的に開始。
- ・I G E Sの国際機関化に向け、6つのプロジェクトを推進。

(2)開発途上地域の環境の保全等に関する国際協力

< 目標 >

開発途上地域の環境と開発の統合に向けた自助努力を支援するとともに、各種の環境保全に関する国際協力を積極的に推進する。

< 評価 >

日中韓三カ国環境大臣会合、北東アジア地域の5カ国（日本、韓国、中国、モンゴル、ロシア）の環境専門家で情報交換・政策対話のための会合等を実施した。

特に、日中韓三カ国環境大臣会合により大臣同士の政策対話を通じて環境教育や淡水汚染防止等の具体的プロジェクトが推進されており、地域環境協力の先駆的事例となっている。

途上国からの要請にこたえ、技術協力を116名の環境専門家を推薦した。

NGOが行う国際協力に対して地球環境基金による支援を行った。しかし、資金に限りがあるため、必要性、熟度が高くても見送らざるを得ないものがある。

開発途上地域に融資や投資を行う世界銀行などの各種国際機関等の融資業務における環境配慮等に関する最新情報を取りまとめ、国内の関係機関等に広く提供した。

環境協力専門家の確保、育成を図るための登録制度の運用や研修を実施した。

< 課題 >

- ・限られた行政資源を有効に活用して、より効果的・効率的な協力を行うため、途上国各国の状況・レベルに応じた技術やノウハウ等の移転が必要。
 - ・地球環境基金によるNGO支援の一層の充実。
-